

商学研究科博士学位審査に関する取扱要領

中央大学大学院学則第6章第3節、及び中央大学学位規則に基づき、課程による者の博士学位申請論文の審査、及び最終試験について、以下の通り取り扱う。

なお、博士学位の授与決定は、博士学位申請論文の評価、及び最終試験の評価について、それぞれ合格評価以上の判定を受けるとともに、所要の単位修得がなければならない。

1. 博士学位申請論文審査について

博士学位申請論文の評価は、学位授与方針を踏まえて、以下(1)～(5)の観点について、博士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。なお、その評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)を合格とし、E(59点以下)を不合格とする。なお、(6)が確認できる場合は、論文として認めないものとする。

(1) テーマ設定に関して

- ・問題意識が明確かつ課題設定が合理的で説得力があるか
- ・問題意識に先進性があるか

(2) 独創性に関して

- ・独創性があり、当該分野の学問研究に貢献するか
- ・先行研究サーベイをふまえた上で独自の知見を加えているか

(3) 論理性に関して

- ・考察の展開が論理的で説得力があるか
- ・論文全体の論理構成に優れ、明確な結論へと導かれているか

(4) 研究方法の適切性に関して

- ・研究目的を達成するためにふさわしい研究方法が用いられているか
- ・必要な倫理的配慮が行われているか

(5) 論文の形式に関して

- ・用語や文体、図表や注記の表現、参考文献・資料等の引用方法は適切か
- ・著作物として高い水準にあるか

(6) 不正行為に関して

- ・資料等の捏造、改ざん等の不正な取り扱いをしていないか
- ・先行研究の成果等の盗用や作為的な取り扱いをしていないか
- ・著作権の侵害がないか

2. 最終試験について

最終試験は、原則として口述試験にて行う。学位授与方針を踏まえて、以下(1)

～（５）の観点について、博士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。なお、その評価は、Ｓ（１００点～９０点）、Ａ（８９点～８０点）、Ｂ（７９点～７０点）、Ｃ（６９点～６０点）を合格とし、Ｅ（５９点以下）を不合格とする。

- （１）博士学位申請論文に関連する知識の有無とその水準
- （２）商学各分野に関連する高度な学識の有無とその水準
- （３）自身の研究に関する学問的意義の認識とその程度
- （４）自身の研究に関する社会的意義の認識とその程度
- （５）試問に対する自身の学説を踏まえた論説の明晰性とその発信力

３．評価結果の取扱いについて

博士学位請求論文の審査結果、及び最終試験の評価結果については、成績原簿、及び成績証明書に記載する。

４．評価結果に関する問い合わせについて

博士学位申請論文の審査結果、及び最終試験の評価結果に関する問い合わせは、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」を準用する。

- １）問い合わせは、学位授与式日より起算して２週間以内に「審査結果問い合わせ書」に基づき、自身の審査結果について、問い合わせることができる。なお、不合格者については、博士学位授与決定日から起算する。
- ２）問い合わせの結果、評価結果に変更が生じたときは、商学研究科委員会において審議・決定する。

５．その他

- １）この取扱要領に定めのない事項については、商学研究科委員会において審議し、決定する。

附 則

（施行期日）

- １ この取扱要領は、２０１５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この取扱要領は、２０２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の修士論文及び最終試験に評価基準は、２０２２年度入学生から適用することとし、２０２１年度入学生はなお従前の例による。

以 上